

掛川市教育委員会定例会会議事録

教育委員会事務局

会議の名称	平成24年10月掛川市教育委員会定例会			
場 所	市役所南館 教育委員会室			
開催日時	平成24年10月31日(水)	午後1時30分から午後3時30分まで		
次回開催日	平成24年11月26日(月)			
出席者	委員長 委員長職務代理者 教育委員 教育委員 教育長 教育次長	小野恵美子 松下一徳 平松季哲 山本和子 浅井正人 水野雅文	教育政策課長 学務課長 学校教育課長 幼児教育課長 社会教育課長 図書館長 教育政策課室長 教育政策課指導主事 教育政策課調整庶務係長	鈴木利之 中根純一 佐藤嘉晃 松浦充 大川原淳 大石弘美 大倉照佳 小川閣典 小川岸道子

【会議次第】

- 1 開会
- 2 9月教育委員会定例会会議録の承認について
- 3 教育長の報告
- 4 協議事項
 - (1) 学校評議員の委嘱について
 - (2) 学齢超過の外国人生徒の中学校3年生への編入について
 - (3) 掛川市立保育所条例の一部改正について
 - (4) 掛川市立学校設置条例の一部改正について
 - (5) 平成24年度11月補正予算要求について
 - (6) 掛川市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱の制定について
- 5 報告事項
 - (1) 第6回かけがわ教育の日(平成24年度)について
 - (2) 特別な支援を要する児童の対応について
 - (3) 平成25年度「富士山の日」に対する掛川市の対応について
 - (4) 児童生徒の現状報告について
 - (5) 平成25年度公立幼稚園入園申込状況について
 - (6) 松ヶ岡の取得方針について
- 6 その他
 - (1) 次回定例会の日程等について
 - (2) 平成24年度「人づくり構想かけがわ」推進本部会議について
 - (3) 社会教育委員との懇談会について
- 7 閉会

【議決事項】

- 1 学校評議員の委嘱について

学校教育課長

学校教育法施行規則並びに掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則、掛川市公立学校評議員設置要綱により、掛川市公立学校評議員を委嘱することについて説明した。

〈質疑・意見〉

なし

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

2 学齢超過の外国人生徒の中学校3年生への編入について

学校教育課長

学齢超過の外国人生徒の体験入学後の就学願い受理について、就学を認めていくことについて説明した。

〈質疑・意見〉

委員： その子をそのままぼんと編入させて何とかなるのですか。

事務局： 日本語はしゃべれて生活には支障がない。ただ中学3年生の学習となった時に、難しい内容は多少支援が必要だろうと聞いている。だが本人はかなり努力をされていて、23日間1日も休まず登校している。すごく前向きに勉強しようという意欲があり、校長もこれなら行けるだろうと言うことです。

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

3 掛川市立保育所条例の一部改正について

幼児教育課長

宮脇第一土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、所在地番が変更となるため条例の改正を行うことについて説明した。

〈質疑・意見〉

なし

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

4 掛川市立学校設置条例の一部改正について

幼児教育課長

宮脇第一土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、所在地番が変更となるため条例の改正を行うことについて説明した。

〈質疑・意見〉

なし

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

5 平成24年度11月補正予算要求について

教育政策課長・学校教育課長・幼児教育課長・社会教育課長

11月補正予算要求する項目内容について説明した。

〈質疑・意見〉

なし

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

6 掛川市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱の制定について

教育政策課長

後援名義使用許可基準で定めていた内容を見直し、要綱として整備することについて説明した。

〈質疑・意見〉

なし

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

【報告事項】

1 第6回かけがわ教育の日（平成24年度）について

教育政策課指導主事

11月25日(日)に大須賀中央公民館で開催される、かけがわ教育の日の、日程、内容の詳細等について報告した。

2 特別な支援を要する児童の対応について

学校教育課長

当該案件について報告した。

委員： 小学校に入れたときの影響というのはいかがでしょうか。

事務局： エレベーターがあるわけではないので、2～3階までの移動の際は、介助員がいたとしてもたいへんだと思います。

委員： その介助員の経費はどこでみるのですか。

事務局： 市が予算をつけてということです。

まずは安全に生活できるかという視点で考えていかなければなりません。介助員が必要になります。

委員： 今度、掛川市立病院の跡にできる県の特別支援学校はどうですか。

事務局： 新しくできる掛川の特別支援学校は、平成27年度開校を予定していますが、この児童は対象ではありません。

委員： 難聴の子ですが、普通学級にずっといたので聞こえないのですが、人の口を見て読み取ることができるようになって、お祭り青年までやり一般企業に勤めている子がいます。そうやって良い方向に行くケースもあります。

事務局： インクルーシブといって舵を切るんですよね。これまでの取り組みを元にしながらだんだん舵を切っていくということになります。

委員： 普通の子も足の骨を折ったりとかあるわけで、学校のトイレに洋式を作るとか、できるだけ段差を無くしてスロープで行けるようにするとかまではしないとけない時代にはなってきましたね。

事務局： 新しく校舎を建築する時には、そういうことを考えていくことができます。

3 平成25年度「富士山の日」に対する掛川市の対応について

学校教育課長

平成25年度の「富士山の日」は学校休業日とはせずに、各学校ごとこと富士山の日に関わる取組をするよう依頼したことについて報告した。

4 児童生徒の現状報告について

学校教育課長

当該案件について報告した。

5 平成25年度公立幼稚園入園申込状況について

幼児教育課長

公立幼稚園新入園児募集結果について報告した。

委員： 公立の場合、定員をオーバーしても普通に入れるということですか。

事務局： 定員について、幼稚園の場合1クラス35人が国の基準でして、乳幼児計画の中で適正規模として3歳児だと20名としていますので、そこについて若干多くても人を配置するというので、特殊な事情としてOKとしています。

委員： 私立幼稚園の数字を見たときにたいへんですよね。

ある私立幼稚園の園長先生と一緒にいろいろ話をしたときに、公立は定員をオーバーしても問題はない、私立はもし定員をオーバーすると補助金が出ないらしいです。私立の状況を見ると、たとえば公立で定員を3人4人オーバーしてそのまま受け入れるのが良いのか、そうじゃなくて私立にまわってもらうという方がよいのか、非常に難しい。これは最終の人数ではないですよ。

事務局： 最終ではないです。抽選漏れした人もいますからその人達が他の幼稚園へ行って、まだ二次募集（公立園でも定員に達してない園）もありますから、そちらへ希望される方もいますので正確にはわかりませんが、ただ抽選漏れしたといっても20数名ですから、大きくは変わらないと思います。

委員： 年々減ってますよね。

委員： これはやっぱり掛川の旧市内の真ん中で子どもが減ってるのですね。公立で30%なんていう幼稚園がいつまでもそのままいいですかね。

事務局： 幼稚園に入れるような人は、保育園に入れるような用件がないものですから、幼稚園・保育園の選択は、基本的に就労していて保育が必要だと認められた人しか保育園に入れなくていいです。幼稚園に入れるような方は保育園には入れないです。

委員： 私立幼稚園に子どもさんが集まらないというのは、金額が高いというよりも、子どもが少ないこともあるんですが、そこに行く子どもたちが保育園に行ってる。全体的に保育園に行く子どもが多いから幼稚園が空いてきてしまったということ。

事務局： そういう保育ニーズが高まっている分だけ、待機児童対策をしないといけなくらい大きいですからそれはあると思います。横須賀の人に掛川区域に行きなさいという訳にも、大東方面にという訳にもいかない。

地元では、学区という思いがあってそこへ行きたいとなるのですから、一概に人数だけで切っていくいけないものがある。これが市街地の園では、20数名オーバーし厳密に抽選を行っています。微妙な数字で30ちょっと超えたところについては、定員緩和措置というのもやむを得ないということで認めている現状があります。

委員： 南部幼稚園なんかは、31.3%ですね。そのすぐ横に保育園があるが、保育園はどのくらいになってるんですか。保育園に行くからこっちが少なくなるということか。

事務局： そういうことではなく。幼稚園の対象者は保育園に入れられないものから、仮に申し込まれたとしても就労していないと千浜保育園に入園許可されない。その保育園は基本的にはいっぱいです。

委員： 保育園はいっぱい。幼稚園はこれだけ余裕があるということか。

事務局： そうです。地域的には保育園に行く人が増えたということ、全体的に人が減ってるんだと思います、外国人も。

こういった所だけ減らせばいいかという、そういうものでもないですから、見直すとなると全体を見直すことになり、旧掛川地域の定員をどうするかという話も出てくるので、今のところその辺は手を付けていないです。

6 松ヶ岡の取得方針について

社会教育課長

旧家松ヶ岡の建物の、文化財的評価が定まらない状況での消滅を避けるため、緊急対策として購入することについて報告した。

委員： こういうのはどこで、議会で決定するのですか。

事務局： 全員協議会へ報告して、おおむねその方向でということで了解は得ている。

委員： 文化財は良いと思うのですが、何で耐震とかすぐに予算がつかないのに、こういうのが急にぼっと出て予算がつくのか非常に腑に落ちない点がたくさんある。順番が違うんじゃないかと思う。

委員： これを買わなくて民間に売られてしまったら。寄付しても相続税はかかるんですか。

事務局： 寄付はかからない。

委員： 企画の課長さんに、木造駅舎の木の文化、保存活用する会の関係で松ヶ岡を見に行ってくださいと言われて拝見させていただきました。そこに入りしている骨董屋さんと一緒に、2時間ほどかけて案内していただきました。

すごく広くて立派な建物ではありました。この資料にも、松ヶ岡の文化財的価値についてのその他文化財というところに、多くの書画・骨董が残されているものと想像されると書いてあります。

でも、管理している方のお話ですと、あまり残っていないようです。早めにある程度聞き取り調査をしたほうがよいという気もします。教育委員会としてはお金を文化財として出すんでしょうから、そういう意味でも聞き取り調査は早めにしておかれた方がよいのかなと思います。雨漏り等で痛んでいたり、庭も修復するのに非常にお金がかかると思いますので。

金原明善のような仕事をされた方ですよね、そういうことを私たちはあまり知らなくて、松ヶ岡は個人の土地持ちのものですから、ほとんど周りの人たちが入ることもなくおりました。

日本のいろんな所を見ますと、熱海の起雲閣は確かグルノタントとかが設計したもので、みんなでとにかく何とかしよう潰されそうになるのを買い戻したという。潰してしまったら無くなってしまう物でもありますし。そこまではいかないですが、酒田市に本間家というすばらしい別邸が、やはり明治天皇がおいでになるといって建て替えたところがあります。

そういった所を参考にして、今後の活用方針を検討したらよいと思います。本間家は個人所有でしたから、その隣りに美術館を建てていて、本間美術館と本間家の別邸という形で両方で活用している。当主は87歳くらいになるおばあちゃん、そこは酒田市が経営してのではなく本間家の財団みたいなものが経営をしていると思います。日本ではいろんな所がいろんなことで古い建物を活用しているので、ぜひ上手に活用できるようになったら良いと思います。